

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

菊池市は、古くから受け継がれてきた豊かな自然や伝統・歴史・文化のある街であり、人口約5万人、農林畜産業を基幹産業とした田園文化観光都市である。平成17年に旧4市町村が合併し、一体感の醸成と均衡ある発展を目指して、新たなまちづくりに取り組んでいる。近年、高齢化が進むとともに、人口は減少の一途をたどっており、本市経済・マーケットの規模縮小だけでなく、雇用の低迷や人材不足により、事業の縮小や廃止を迫られる事業者も少なくない状況にある。

こうした状況は、市内の中小企業において特に顕著であり、人手不足、後継者不足等の課題に直面しており、現状を放置すると産業基盤が維持できなくなるおそれがある。このような中、域内の中小企業の生産性を抜本的に向上させることで、人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業を支援することが喫緊の課題である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内で最も設備投資が活発な自治体の1つとなり、県北地域での更なる経済発展を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に5件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

菊池市の産業は、農業、製造業、卸売業・小売業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が本市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

菊池市の産業は、都市計画区域エリアから山間部まで広域に立地している。広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

菊池市の産業は、農業、製造業、卸売業・小売業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が菊池市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進や省エネの推進等多様である。したがって、本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は2年間（令和7年6月21日～令和9年6月20日とする。）

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ①人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ②公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ③太陽光等の発電設備については、「菊池市景観計画」の方針に基づき、菊池市の魅力の一つである自然環境を守り、周辺の農地景観との調和に配慮するため、市内の自己の所有に属する建物に設置するものに限るとし、主たる工場や事務所がない敷地に設置する設備（土地に自立して設置するものなど）は対象としない。
- ④風俗営業法上の性風俗関連特殊営業に該当する事業は対象外とする。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。